

第 28 回 生命科学と倫理 序章

地球上に人類が現れたのは 450 万年前 (300 万年前という説もある) という気の遠くなるような昔のことだが、それが集団で生活社会を形成し、闘争や移動を続け、やがて定住したその地域に文化や文明という人間独特の高等産物を創った。文化やその複合体である文明としての人智が社会生活のなかにその存在を知られるようになったのは、文献的には紀元前 2~3 千年前の頃からである。これまで、文化や文明は地域や人種といったような相違にかかわらず、それぞれの社会間の交流を伴い、創造や破壊を繰り返しながら発展してきた。人智をもとに存続する人間社会は、構成員や構成員の集合である社会全体の規範である倫理や道徳という概念によって根本的に支えられている。道徳や倫理はともに「人として踏み行うべき道」であるが、前者は「ある社会でその成員の社会に対する、あるいは成員相互間の行為の善悪を判断する基準として、一般的に承認されている規範の総体で、法律のように外面的強制力を伴うものではなく、個人の内面的な原理」(広辞苑)であり、後者は「人間の内面にある道徳意識にもとづいて人間を秩序づけるきまり」(講談社日本語大辞典)・「実際道徳に規範となる原理」(広辞苑)と解される。道徳にはやや他律的な意味合いが大きい。

医術に関しては、有史以前にはそれらしいものが存在したが、病気を治療に導くという医術として明確に示されているのは、ギリシャ・ローマ時代である。その時代に現れた史上最大の医聖のひとりであるヒポクラテス (BC460 頃-BC370 頃) の医学思想は、のちのガレノス (129-199) により引き継がれ、ローマカトリック教会に公認されたことが大きな要因となって 1000 年以上に亘って権威を保ち、現代医学の倫理観に大きな影響を及ぼしている。ヒポクラテスが医術を行う際の心構えを述べた「ヒポクラテスの誓い」は、患者に対して利益、無危害、墮胎をしないこと、高潔さを保つこと、差別しないこと、守秘義務などを医師の義務として定め、現代医学倫理の源流であると言える。現在の医療倫理においては、近代市場稀なほど多数の死傷者をだしたクリミア戦争 (1853-1856) の悲惨な状況を従軍経験し、のちに看護の倫理やケアの思想を含んだ看護学を発展させ、赤十字社を創設したフローレンス・ナイチンゲール (1820-1910) も歴史に残る。

現代の医学を含む自然科学は、その発祥が世界のどの地域であれ、大部分は主としてヨーロッパの社会と歴史を経由して発展し、神聖ローマ帝国が続いた中世から近世を経て現代に至っている。自然科学が発展した現在の状況のもとで生命倫理に関して考察する際には、ヨーロッパ社会の歴史を起点として考え、近代になって自然科学が急速に発展してきたアメリカ社会における生命倫理のあり方とヨーロッパ社会のそれとの相違点とともに、わが国

に関しては明治以降ひたすら欧米に向けながら発展してきた歴史を有するという現状を認めなければならない。

生命科学は、生命現象の本質を解明し、その科学的成果を応用することによって人間の生活や生存に貢献する科学である。生命現象の本質解明に関連する科学分野は多岐にわたり、初期文明生物学、生化学、生物物理学、分子遺伝学、生命工学、医学、歯学、薬学、情報科学などの自然科学の多くの分野に加えて人文・社会科学などを含む複合的・学際的体系を形成している。

生命科学においては、20世紀後半から21世紀にかけて分子生物学が大きな研究主題となったが、21世紀に入り、ホルモンや神経による調節機能生理や遺伝情報の発現の分子システム機序研究などのような、生物体を多数の要素が関係しあう整合体としてみるシステム生物学が盛んになった。

生命科学のなかでとりわけ関係が深いのは医学であり、その実行に際しては人間の内的価値を重視した倫理観が備わっている必要がある。二度にわたる世界大戦を経験した20世紀においては、殺戮兵器の開発が著しく進むとともに、人間の尊厳性を損なうような多くの事象が続出した。

第二次大戦終結後ニュルンベルグ裁判によってナチス・ドイツの戦争犯罪とともに人体実験やユダヤ人虐殺などの行為が倫理や社会規範に背くこととして裁かれたが、裁判後起草されたニュルンベルグ綱領には、人体を用いた試験に際しての遵守すべき基本原則が示されている。ニュルンベルグ以後、1948年第2回世界医師会総会において医の倫理に関する規定としてジュネーブ宣言が採択されたが、これはヒポクラテスの誓いの倫理的精神を公式化したもので、その後の世界医師会総会で改定を重ねて現在に至っている。1964年ヘルシンキにおける世界医師会第18回総会において「ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則」が採択された。このヘルシンキ宣言はインフォームド・コンセントの概念の出発点となった。

20世紀において自然科学の主軸が生命科学へと転換したことには、生活の質向上を重視するという世界の人びとの平和時の価値観変化という大きな潮流もあるであろう。20世紀後半には欧米においては疾病の予防や治療に関連した基礎的研究に多額な資金が投入

され、生命科学の進歩が加速した。臓器移植、体外受精を含む生殖医療、高次脳機能解析技術の開発、ヒトゲノム解析、遺伝子改変技術開発などの生命科学の発展や、安楽死・尊厳死、がん告知、末期医療、看護倫理などの問題の進展により、生命倫理問題の解決が求められるようになった。

生命科学が急速に進歩している今日、生命倫理に関して、人体とは何か・ヒトの生命とは何か・人権とは何か、など、形而上の定義を含めて広い範囲で考えながらまとめていかなければならない。1983年アメリカ大統領委員会は生命倫理総括レポートにおいて生命科学を実践するに当たり、自己決定を重視することを報告した。このレポートはわが国でも1983年厚生省医務局医事課監訳で出版されている。生命倫理に自己決定にはインフォームド・コンセントが条件であるが、最も基本的なこととはいかなる場合でも人間の尊厳性が失われないことである。アメリカにおいては自己決定という個人の権利がより尊重されるが、一方では、ヨーロッパにおいてはむしろ人間の尊厳性が重要視されている。ヨーロッパにおいては人間を対象として生命操作が実行される際には尊厳性を担保するため法的規制を目指している国が多い。1999年フランスでは「生命倫理法」が成立している。

わが国は、生命科学技術の進歩やその水準は欧米に勝るとも劣らない状況にあるが、生命倫理におけるインフォームド・コンセント、自己決定、人間の尊厳性の重視といったような倫理面での基礎的な事柄に関しては社会が未だ途上にあるといえるであろう。臓器移植や生殖医療、安楽死にまつわるような医療などについての反倫理的事例が未だにしばしば報道されているわが国の現状を改善させるためには、今後、グローバルな観点にたった生命倫理思想の理解を深めるとともに、人間の尊厳性が失われないようにするための法的規制も必要であろう。